

「愛知県青色防犯パトロール活動」の開始



1 事業目的

協会は、定款第3条第1号及び第9号に基づき、多発する街頭犯罪または女性、子供が被害に遭う事案等の犯罪抑止及び地域住民の防犯意識の向上を図るため、警察等関係機関と緊密に連携を図り、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロール活動の実施にあたり、会員会社との委託契約により同事業を行い、もって地域社会の平穏と安全の確保に貢献することを目的とします。

2 実施期間及び実施日

平成22年度から当分の間としますが、年度を4月1日から9月30日までの上期と10月1日から3月31日までの下期に区別して実施します。実施日は、土曜日または日曜日とします。

3 実施地域

パトロール地域は、協会5支部の地域別区分表に定める支部毎に、犯罪発生件数の多い地域を、それぞれ2地域指定します。

4 活動体制

青色回転灯を装備した車両5台、人員10名により5個班を編成します。各支部1個班とし、同車両1台2名乗車体制とします。

5 活動内容

- (1) 街頭犯罪抑止等に関する活動
- (2) 地域安全に関する活動
- (3) 防犯意識の向上活動

6 具体的なパトロール活動

- (1) パトロール地域内の犯罪の多い地域や小学校周辺及び通学路等において、青色回転灯を回転させた車両により巡回警戒、駐留警戒及び立哨等を実施します。
- (2) 車両による警戒は、道路状況等に応じ、可能な限り低速で走行して警戒します。
- (3) パトロール中に不審者（車）を発見した場合、服装や車両ナンバーなどをメモし、追跡せず警察に通報します。
- (4) 事件、事故等の申出を受けた場合は、直ちに 110 番通報か最寄りの警察署・交番に連絡します。

以上